

三和機材の組合潰しを狙った 福田委員長の雇止めを撤回しろ！

委員長を雇止め（解雇）にする会社の狙い

福田委員長は、職場と組合に一番大きな影響力を持ち会社で働く仲間からも信頼されています。その福田委員長は、職場の賃上げや労働条件の改善をはじめ賃金制度が職能給の為、5等級に達すると、管理職にならないと賃金が上がらなくなる為、一般職の等級を増やし各等級の滞留年数の上限を定め、同じ等級に長期滞留しない様に管理職の指導を求め、さらに派遣社員の正社員化を求める直接雇用を実現しました。この様に職場要求実現の先頭に立つてたたかって来た福田委員長を雇止めにする事により、職場での組合活動を出来無くしたうえ、その影響力を無くし組合の弱体化を図った不当労働行為です。

組合員の雇止めだけ

原口社長と高橋取締役が関与

今年の夏季一時金の回交で組合は、後継者育成について具体的方策を質しましたが、会社は『そういう話は出来ない』と何も答えず、ただ各職場の後継者育成について『具体的な事は各部署で決定する』と述べています。しかし福田委員長の職場で今後の仕事への対応を、直属の上司に質問しても何も答えられないばかりか、福田委員長の『雇止めについて詳しい話は上から聞いていない』と戸惑いながら、『どうなってるのか』と逆に質問して来る始末です。こうした直属の上司の戸惑いと、会社の説明を考え合わせると、会社の後継者育成と称して、組合員の雇止めだけは、原口社長と高橋取締役が独断で行った事が伺われます。この様な経過で従業員の生活を守る組合と後継者の育成をしてきた、福田委員長の雇止めが、支配介入の不当労働行為であることは明らかです。



第2回東京都労働委員会傍聴にJUTU支援を

日・時 9月9日(月) 13時30分

東京都労働委員会(南)

38階 労働者控室

福田委員長の雇止め撤回前抗議要請行動

日・時 10月8日(火) 17時

三和機材(株)千葉工場

J M I T U 三和機材支部

〒262-0043

千葉県千葉市花見川区天戸町 1293TEL. 043-259-3551

(三和機材(株)千葉工場 所在地)

2019.8月 NO.2

今までの労使関係

1976年5月、三和機材労働組合結成。

1979年2月、会社が組合員の脱退強要を行う。組合結成時85名いた組合員が約50名まで減少する。

1980年10月、会社の組織攻撃に対して組織の立て直しを図るべく千葉市地区労働組合連合協議会（千葉地区労）に加盟する。

1982年6月、会社は千葉工場サービス課を廃止。東京営業所に移管する組織改正を行い千葉書記長に本社勤務を命じる。組合はこの組織改正は組合潰しを狙つた不当労働行為として、千葉地労委に救済申立てを行う。

1985年9月、会社は千葉書記長であるあいだ千葉工場、成田工場における勤務を認めるとした内容で和解。

1986年3月、会社は経営不振のため95億円の負債を抱え東京地裁に和議開始の手続きを行う。1987年2月、和議認可を受ける。

4月、会社と組合は『解雇・出向・転勤・配置転換など人事に関する事項』を入れた労使協定を締結。（61年協定）

1987年9月、会社は千葉書記長が社外で不適当な言動をしたとして『減給処分』を行つた。11月、組合は不当労働行為として千葉地労委に救済申立てを行う。その後、千葉書記長が会社に『始末書』提出。会社は『減給処分』を撤回し賃金を支払う事で和解。

1989年11月、組合は企業内の限界を感じ、JMI

Uに加盟。加盟直後、会社は組合のビルまきなどの組合活動を禁止すると組織干渉を行つて来た。

1991年5月に新会社サンワマトロン（株）を設立。

7月、千葉書記長を新会社に転籍出向するとの発表。5月から8回の団交を行うも、会社は6月末で一方的に交渉の打ち切りを通告。7月5日に千葉書記長を転籍出向の拒否を理由に不当解雇する。

1992年1月、就労の権利と賃金支払えとする仮処分決定が出る。
10月、支援共闘会議結成総会。

3月、東京地裁に本訴手続きを行う。

5月、千葉地労委救済申立てを行う。

1994年5月、千葉地労委結審。
12月、東京地裁勝利判決出る。

1996年1月、会社が東京高裁に提訴。

7月、東京高裁結審。千葉地裁提訴を取り下げて全面勝利。

9月、会社が東京高裁と千葉地裁提訴を12月、千葉書記長職場復帰勝ち取る。

2004年5月、会社は故志村社長の28億円使い込みを発表。

2005年2月、千葉地裁に未払い賃金請求で提訴。2007年10月、『労使関係に関する要求に対する会社回答出る。

2008年11月、会社証拠偽造の顛末書提出。2010年3月、千葉地裁勝利判決出る。

5月、会社が判決の趣旨に反して賃金変更を拒否した為、第2訴訟を行う。

2012年3月、未払い賃金背給が職権和解成立。5月、『労使関係に関する協定書』締結、争議の全解決なる。

2018年2月、会社から千葉副委員長は3月で雇止め、福田執行委員長と齊藤執行委員は9月で雇止めの通告を受ける。

福田・齊藤については2012年労使協定に基づき確認書を締結し、翌年の3月まで雇用契約を交わす。

2019年2月、会社は福田、齊藤を再度3月で雇止めの通告を行う。

5月、この雇止めは、組合を敵視し不当労働行為意思や支配介入意思を持った組合潰しとして東京都労働委員会に救済申立てを行う。

7月、第一回都労委調査を行う。

9月、第二回都労委調査を行う。

